



私たちのまちの
家計をチェック!

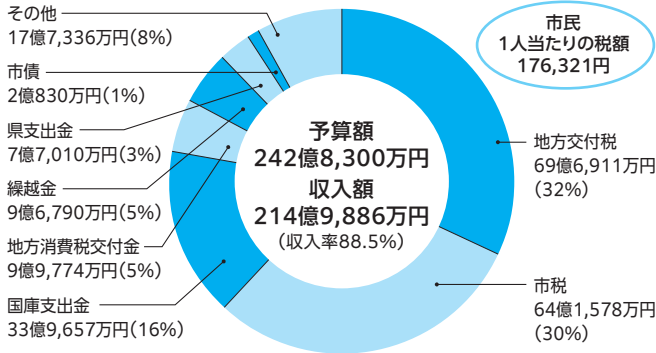
米原市のお財布事情

市 財政課 ☎53-5165 FAX 53-5148

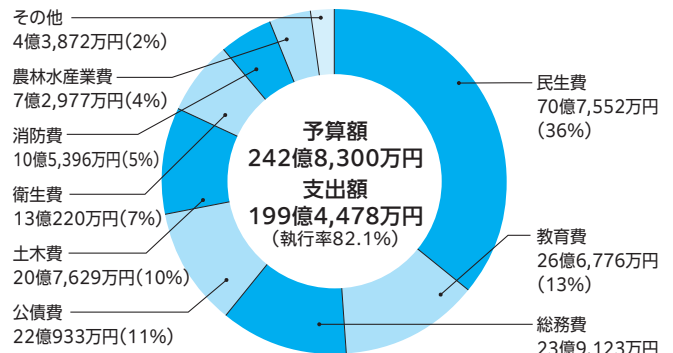
まちづくりを進める上で最も重要な指針である「第2次米原市総合計画」に基づき、本市の目指すべき将来像である「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を実現していくための各種取り組みを推進しました。

今回、令和7年度下半期に実施した主な事業と令和8年3月31日時点における予算執行状況をお知らせします。

令和7年度一般会計歳入の状況



令和7年度一般会計歳出の状況



※出納整理期間を経て5月31日に確定する令和7年度の収入・支出決算の内容は、広報まいばら12月号でお知らせします。
※予算額は、令和6年度から繰り越した予算額を含みます。

令和7年度下半期の主な実施事業

民生費 高齢者や障がい者の福祉、子育て支援などの経費

重層的支援体制整備事業(多機関による一体的な支援体制づくり)
児童育成支援拠点事業(子どもの居場所づくり)
物価高対応子育て応援手当支給事業(子ども1人当たり2万円を支給)

教育費 小中学校や生涯学習、スポーツ振興などの経費

給付型奨学金事業・中学生応援事業
小中学校施設維持補修事業(長寿命化、体育館空調整備など)
国スポ・障スポ大会事業

総務費 市の全般的な管理事務やまちづくりのための経費

米原スマイル応援ギフトカード事業(物価高対策として、市民1人当たり1万円のギフトカードを配付)
移動市役所管理運営事業(移動市役所の試験運行)

土木費 道路の建設や維持、除雪作業などの経費

道路新設改良事業(顔戸八田羽織線道路改良工事など)
除雪事業(除雪作業、凍結防止剤散布、消雪整備など)
公園整備事業((仮称)磯公園の整備)

衛生費 各種検診や環境対策、ごみ処理などの経費

伊吹山植生復元プロジェクト事業(植生再生など)
脱炭素先行地域づくり事業(太陽光発電設備設置など)

消防費 消防や火災予防、災害対策などの経費

災害対策事業(地域防災計画の見直しなど)
防災拠点整備事業(防災倉庫の設置、資機材の配備など)

農林水産業費 農業や林業の振興、鳥獣対策などの経費

伊吹山植生復元プロジェクト事業(有害鳥獣駆除など)
担い手育成事業(まいばら農業塾、地域おこし協力隊員の募集など)

商工費 商業や工業の振興、観光事業などの経費

市内事業者支援事業(創業支援事業補助金、にぎわい創出商業店舗開設補助金など)
観光振興事業(周遊観光の促進など)

令和7年度 公営企業会計

事業	種別	収入		支出	
		予算額	収入額(収入率)	予算額	支出額(執行率)
水道事業	収益的収支	9億8,138万円	9億4,987万円(96.8%)	9億5,187万円	9億2,510万円(97.2%)
	資本的収支	7,286万円	3,832万円(52.6%)	5億8,648万円	4億5,515万円(77.6%)
下水道事業	収益的収支	21億165万円	20億8,494万円(99.2%)	20億6,420万円	20億4,209万円(98.9%)
	資本的収支	14億6,433万円	12億9,670万円(88.6%)	20億8,714万円	18億8,923万円(90.5%)

※公営企業会計のほか3つの特別会計(国民健康保険や介護保険など)があり、これは特定の仕事をするため一般会計と区別して経理を行う会計です。

市の基金(貯金)・市債(借金)・財産の状況

基金(貯金)
残高186億2,305万円
市民1人当たり51万1,805円
前年比 5.9%増

市債(借金)
残高383億6,859万円
市民1人当たり105万4,459円
一時借入金 0円
前年比 1.4%減

建物 226,377㎡

土地 1,866,820㎡

車両 197台

市民1人当たりの金額は令和8年4月1日現在の人口(36,387人)から算出

令和6年度財務書類を公表します

☎ 市 財政課 ☎53-5165 📠53-5148

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記・現金主義が採用されています。しかし、単式簿記・現金主義は、これまで整備してきた建物、道路等の資産およびこれらを整備するために借り入れた地方債等の負債の状況を把握することが難しいという弱点がありました。

そこで、米原市では、より詳しく市の財政状況を把握・分析するため、国が進める複式簿記・発生主義を採用した統一的な公会計基準に基づき、財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しています。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。



▲市公式ウェブサイト

令和7年度「情報公開制度」「個人情報保護制度」の運用状況

☎ 市 総務課 ☎53-5168 📠53-5148

市では、公正で開かれた市政の推進を目指し、市政への市民参加を促進するため、情報公開条例に基づき、情報公開制度を実施しています。また、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求められることができる個人情報保護制度を実施しています。令和7年度の運用状況は次の通りです。

情報公開請求の状況

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		公 開		非公開	不存在	取下げ
		全 部	一 部			
政策推進部	3	0	3	0	0	0
市民部	4	0	1	3	0	0
まち整備部	7	1	5	0	0	1
教育委員会	2	0	2	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0
水道事業	4	0	4	0	0	0
下水道事業	1	0	1	0	0	0
合 計	22	1	17	3	0	1

個人情報開示請求の状況

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示		不開示	不存在	取下げ
		全 部	部 分			
総務部	1	0	1	0	0	0
市民部	2	0	2	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0
合 計	5	0	5	0	0	0

個人情報に係る訂正および利用停止の請求はありませんでした。

障がい者計画等審議会委員を募集します

☎ 市 障がい福祉課 ☎53-5123 📠53-5119

次期「米原市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定等を行う障がい者計画等審議会の公募委員を募集します。

応募資格

市内在住で、満20歳以上の人(令和8年7月1日時点)
※他の審議会等の委員に2つ以上就いていないこと

任 期

委嘱の日から令和11年6月30日まで
※募集人数は2人(応募多数の場合は選考)

応募方法

6月15日(月)までに、申込書を障がい福祉課へ郵送、ファクス、メールまたは持参で提出してください。(締切日必着)

提出先

〒521-8501
米原市米原1016
市 障がい福祉課(本庁舎)
✉shogai@city.maibara.lg.jp




申込書は市公式ウェブサイト
に掲載しています(6/1公開)▶

**国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ
特定健診等が無料で受けられます**

【特定健康診査に関すること】市 健康づくり課 ☎53-5125 ㊟53-5128

【後期高齢者健康診査・人間ドック助成・BIWA-TEKUに関すること】市 保険年金課 ☎53-5114 ㊟53-5118

特定健康診査対象者には薄ピンク色の封筒で、後期高齢者健康診査対象者には水色の封筒で、5月末までに受診券等をお届けしています。健康のためにも、年に一度の健診を受けましょう！

受診方法	集団健診で受診	医療機関で受診
受診対象者	・国民健康保険に加入の40歳以上74歳以下の人	・国民健康保険に加入の40歳以上74歳以下の人 ・後期高齢者医療制度に加入の人
申込方法	健康づくり課へ申し込みください。申込者にはオレンジ色の封筒で予約票を送付します。 ※電話または下記二次元コード(申込フォーム)から申し込みください。 ※予約せず来所した場合や予約日時と異なる日時に来所した場合は受診できないことがあります。  ▲申込フォーム	直接、受診希望の医療機関へ申し込みください。
実施時期	5月27日(水)～10月26日(月) ※日程や会場は、受診券に同封のチラシをご覧ください。	6月1日(月)～令和9年2月28日(日) ※受診できる医療機関は受診券に同封のチラシをご覧ください。 ※実施時期は医療機関によって異なります。 詳しくは各医療機関へ問い合わせください。
その他	—	市外の医療機関でも受診できます。詳しくは、受診券に同封のチラシをご確認ください。

◆国民健康保険に加入の皆さんへ◆

医療機関に通院中の人へ

通院中の医療機関で特定健康診査と同様の検査を受けている人は、健診の案内に同封した「**治療中患者情報提供票**」を医療機関に提出すると、**特定健康診査を受けたこととなります**(検査項目が足りない場合は、特定健康診査を受診してください)。

かかりつけの医療機関にご相談の上、情報提供にご協力をお願いします。

会社など職場で健康診査を受けている人へ

職場で受診された健康診断の結果を健康づくり課へ提出してください。

国民健康保険人間ドック助成をご活用ください!

人間ドック受診費用の1/2の額(上限2万円)を助成します。助成を希望する人は、医療機関に予約後、ぴったりサービスによるオンライン申請をするか、保険年金課または山東支所、各窓口センターに申請してください。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

※後期高齢者医療制度の人は対象外です。

※受診後の申請はできません。

※人間ドック助成を活用する場合、同じ年度内に特定健康診査を受けることができません。

ぴったりサービスなら24時間申請可能!申請方法など詳しくはこちら(市公式ウェブサイト)▶



●豪華景品が当たるチャンス!「BIWA-TEKU」でポイントをためよう!

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診し、スマートフォンアプリ「BIWA-TEKU」で健康ポイントをためて応募すると、抽選で景品がもらえます!詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

野菜摂取レベルをチェックしてみよう! ベジチェック®測定会を開催します

☎ 市 健康づくり課 ☎ 53-5125 ☎ 53-5128



1日の野菜摂取量の目標は350gとされているよ!ベジチェック®(カゴメ(株)開発)を使って、手軽に野菜摂取量を確認してみよう♪
測定会開催日には「ぷち健康相談」も同時開催しているから、自分自身の健康管理や食生活改善に、ぜひ役立ててね!

＼測定無料! 申込不要!／



測定会開催日程

	日時	場所
1	6月18日(木) 15時~16時30分	ジョイいづき
2	7月8日(水) 10時30分~12時	米原学びあいステーション
3	8月18日(火) 10時30分~11時30分	山東学びあいステーション
4	9月8日(火) 9時30分~11時30分	近江学びあいステーション
5	10月9日(金) 15時~16時30分	ジョイいづき

	日時	場所
6	11月10日(火) 11時30分~13時30分	米原学びあいステーション
7	12月18日(金) 14時30分~15時30分	山東学びあいステーション
8	令和9年1月15日(金) 9時~11時	近江学びあいステーション
9	令和9年2月10日(水) 10時30分~12時	米原学びあいステーション
10	令和9年3月16日(火) 10時30分~11時30分	山東学びあいステーション

◆5月31日から6月6日は「禁煙週間」です◆

自分や大切な人のため、禁煙や喫煙について振り返ってみませんか?

- ①喫煙・受動喫煙の害について知ろう・伝えよう
- ②ニコチン依存症について知ろう・伝えよう
- ③治療法について知ろう・伝えよう



出典:一般社団法人 禁煙推進学術ネットワークHP

禁煙治療が受けられる医療機関はこちらを検索

日本禁煙学会 禁煙外来

🔍 検索

☎ 市 健康づくり課 ☎ 53-5125 ☎ 53-5128

◆「食べること」は「生きる力」を育むこと◆

6月は食育月間です。この機会に、次のことを意識してみましよう!

- ①1日3食、栄養バランスよく食べよう。特に野菜は、1日350g以上食べることを意識しよう!
- ②減塩を意識した食生活に取り組みよう!
- ③生活リズムを整え、毎日朝食を食べよう!



米原市では、健康まいばらんず計画に基づき、食育を推進しています。

☎ 市 健康づくり課 ☎ 53-5125 ☎ 53-5128

女性活躍推進補助金 提案事業を募集します

☎ 市 協働人権課 ☎53-5167 ☎53-5138

女性の社会参画を推進するため、地域の女性活躍を強化する団体の取り組みを支援します。

対象 以下の全てに該当する団体

- ・市内に在住、在勤または在学する5人以上で構成され、会員の半数以上が女性である
- ・活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われている
- ・営利を目的とした団体でない

補助率

1/2以内(1団体につき上限10万円)

補助対象事業

- ・男女共同参画の取り組みを推進する活動(勉強会、研修会の参加、先進地視察)
- ・男女共同参画の理解を深め、住民間の共通理解を図る活動(講演会、研修会、学習会の開催)
- ・男女共同参画の情報を提供し、取り組む気運を醸成する活動(啓発チラシ、パンフレット、広報誌の作成)



▲申し込み方法等詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください

まいばらこども家庭センターをご利用ください

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5130 ☎53-5128

まいばらこども家庭センターでは、妊娠中の方や、おおむね18歳までの子どもと保護者などを対象に、妊娠・出産・育児などのさまざまな相談を受け付けています。利用料は無料です。ぜひお気軽にご利用ください。

相談内容

- ・妊娠期の過ごし方や出産への不安、子どもとの接し方、健康や成長に関する悩み など
- ※まずはこども家庭センターにお電話ください。必要に応じて訪問も行います。
※地域子育て支援センターへの巡回訪問も行っています。

●こども家庭センター「まいるっち」
(ルッチプラザ内保健センター)
平日9時～16時 ※祝日・年末年始を除く
☎53-5198

●こども家庭センター「いまここ」
(市役所本庁舎)
平日9時～16時45分 ※祝日・年末年始を除く
健康づくり課 ☎53-5125 / 子育て支援課 ☎53-5130

秘密は厳守します。安心してご相談ください。

こども誰でも通園制度をご利用ください

☎ 市 こども保育課 ☎53-5133 ☎53-5128

こども誰でも通園制度は、普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんを対象に、保護者の就労要件などを問わず保育所などの施設を利用することができる制度です。市では、未就園のお子さんの成長と保護者の子育てを応援するため、以下の2施設で実施しています。

対象者

生後6カ月から、満3歳になる年度末までの保育所等に通っていないお子さん

利用時間

9時～16時(土日祝除く)
1人当たり月10時間まで(1時間単位の利用)

実施施設

- ・おうみ認定こども園 ☎52-5585(乳児棟)
- ・まいばら認定こども園 ☎52-3362

利用料金

300円/時間

申し込み

利用希望日の5日前までに利用施設へ直接お申し込みください。
※ご利用にはあらかじめ利用施設で給付認定の手続きが必要です。

子育てへの不安や悩みを抱える保護者に、保育士が相談に応じます!



▲詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください

児童手当の現況届は原則提出不要です

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5130 ☎53-5128

市では、受給者の現況を公簿等で確認するため、現況届の提出を原則不要としています。ただし次の①～⑥に該当する方は、現況届の提出が必要です。提出が必要な方には6月上旬に案内を送付しますので、期日までに提出してください。

【現況届の提出が必要な方】

- ①法人である未成年後見人、施設等受給者の方
- ②離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が米原市と異なる方
- ④支給要件児童の戸籍がない方
- ⑤児童と別居(住民票上で別世帯の場合を含む)している方
- ⑥その他、米原市から提出の案内があった方

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

下記に該当する場合は、すみやかに子育て支援課へ届出が必要です。

- ・児童を養育しなくなったこと等により、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ・受給者や配偶者、児童、児童の兄弟等の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童や児童の兄弟等を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童や児童の兄弟等を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ・国内で児童や児童の兄弟等を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

給付型奨学金制度の申込受付は6月1日から開始します

☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 ☎53-5129

■奨学金は月額3万円 ■対象者は令和6年度から令和9年度入学者 ■給付期間は最長4年間(正規の修学期間終了まで)

対象 次の全てに該当すること

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・市内に1年以上居住すると生計を一緒にしている
- ・令和9年3月31日現在で満25歳未満
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・連帯保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる

※奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します。(奨学生の定数あり)

※特に人材が不足している**医療・福祉・保育の専門分野は**、審査会において、**重点職種として審査を行います。**

受付期間 6月1日(月)～7月31日(金)

- ※受付期間以外の申請はできません。
- ※申請書のほかに会場での作文筆記(8月実施)が必要です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

受付場所 教育総務課、山東支所

- ※申請書は上記受付場所および市立図書館、県内高等学校窓口で配布のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

若者の未来をサポート!



福祉医療費受給券(乳幼児、小・中学生、高校生世代を除く)等の更新について

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 ☎53-5118

現在お持ちの福祉医療費受給券(乳幼児、小・中学生、高校生世代を除く)等の年度更新を行い、8月1日から使用できる受給券を交付します。年度更新では、市が個人番号(マイナンバー)による情報連携および公簿等で受給資格を審査し、該当する人には7月下旬頃に新しい受給券等を郵送する予定です。

更新にかかる手続きは原則不要ですが、市が受給資格を確認できない場合は、必要に応じて関係書類の提出を求める場合がありますので、保険年金課または山東支所、各窓口センターまで提出をお願いします。

今回更新する福祉医療費助成資格

- ・重度障がい者(児)
- ・低所得老人
- ・母子家庭
- ・父子家庭
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・重度精神障がい者(児)
- ・重度障がい老人
- ・重度精神障がい老人
- ・知的障がい者医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成

※助成対象者本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。
 ※個人番号(マイナンバー)による情報連携および公簿等で受給資格を審査しますが、情報連携および公簿等で確認できない場合(母子・父子家庭の状況、健康保険情報等)は、市から関係書類の提出を求める場合があります。

※米原市で所得が把握できない場合は、前住所地等での令和8年度所得・課税証明書が必要です。

【本人、配偶者、ご家族(子、両親、兄弟等)】

※精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証の有効期限(期間)が令和8年8月1日時点で切れている方は、必ず手帳または受給者証の更新をしてください。

助成制度について詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください!



▲市公式ウェブサイト

起業・創業を考えている人へ 起業・創業者向け補助金をご活用ください

☎ 市 産業政策課 ☎53-5146 📠53-5139

市では起業・創業支援として、市内の地域資源活用や地域課題の解決に繋がる創業経費への補助金を交付しています。

応募資格 次のいずれかに該当すること

- 創業型**：事業を営んでいない人が、新たに事業を開始する場合(創業後3年未満の人を含む)
- 第二創業型**：すでに事業を営んでいる人が、既存事業と異なる分野の事業を新たに開始する場合(第二創業後3年未満の人を含む)

支援内容

上限額 (補助率1/2)

自由テーマ型：80万円、行政テーマ型：100万円

※採択年度から3年間申請できる合計補助額

補助対象経費

工事請負費、備品購入費など

募集事業

- 自由テーマ：地域の経済的活力の創出に役立つ事業
- 行政テーマ：子どもの居場所づくり、多世代交流の場、観光客の受入、空家活用のいずれかに繋がる事業

応募方法

9月4日(金)までに申請書類を産業政策課へ提出してください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※採択事業の決定は、専門家による評価委員会で行います。

※申請者のプレゼンテーションが必要です。



▲市公式ウェブサイト

起業・創業して3年未満の人へ 伴走型創業促進補助金をご活用ください

☎ 市 産業政策課 ☎53-5146 📠53-5139

市内で起業・創業し、商工会から継続して経営指導を受ける人を対象に、起業・創業にかかる経費への補助金を交付しています。

応募資格

市内で事業を営み、起業・創業した日から申請日までの期間が3年未満の人

支援内容

上限額

10万円

補助対象経費

創業費(設立登記費用など)、設備費(機械器具費など)、広告費(ウェブサイト作成費など)

応募方法

商工会の確認を受けた上で、申請書類を産業政策課へ提出してください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

「まいばら経営塾」受講者募集中!

☎ 米原市商工会 ☎52-0632

「まいばら経営塾」は、これまでの経験を仕事に生かしたい、自由に仕事がしたいなど、同じ想いを持った人たちが一緒に学ぶ場所です。皆さんのご参加をお待ちしています。

- ✔ 初めてでもわかりやすい内容!
- ✔ 創業の基礎が身に付く!
- ✔ 起業・創業に向けた事業計画書が作れる!

日時 7月9日(木)～8月27日(木)

18時20分～20時30分

※毎週木曜日開催 全7日間

※初回のみ18時15分～20時30分

※8月13日(木)は休講

場所 市役所本庁舎

申込 右記二次元コード(申込フォーム)から



▲申込フォーム

にぎわい創出商業店舗開設補助金

☎ 市 産業政策課 ☎53-5146 📠53-5139

駅前など市街地で新たな店舗を出店する人を対象に、店舗の出店にかかる経費への補助金を交付しています。

応募資格 対象区域で新たな店舗を開設し、飲食店または小売店を営む人

支援内容 上限100万円(補助率1/3)

※対象経費は新築・中古店舗の取得費、店舗の改修工事費、設備工事費

応募方法 申請書類を産業政策課へ提出してください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

野外焼却(野焼き)は禁止です

☎ 市 産業政策課 ☎53-5112 ㊚ 53-5139

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の例外を除いて禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も野外焼却になり違法です。

以下の場合には例外

- ①国などが施設管理のために必要な廃棄物の焼却(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災などの予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※例外の野外焼却であっても、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出動する場合があります。

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がかからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為は、消防署に届出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。

市老人クラブ連合会がスタートしました!

☎ 市 高齢福祉課 ☎53-5122 ㊚ 53-5119
米原市老人クラブ連合会事務局 ☎52-4393

令和8年4月から、市内全域の老人クラブが加入できる「米原市老人クラブ連合会」が新たにスタートしました!米原市老人クラブ連合会では、市内で活動する地域の老人クラブのほか、おむね60歳以上で組織する地域活動団体や個人会員の加入を随時、募集しています。連合会には、市内すべての方が加入することができます。

老人クラブ連合会の活動内容

●生きがいづくり・健康づくり

スポーツ大会・高齢者大会(文化活動)・歩こう会・歴史文化講座・スポーツ(グラウンドゴルフ・モルックなど)・介護予防活動(健康体操など)・サークル活動

●仲間づくり

友愛活動(1人暮らしの高齢者などを訪問し、地域社会からの孤立を防ぐ活動)

●環境づくり

清掃活動(地域清掃や花壇の植替えなど)・防災・安全活動(子どもの見守りや防災・安全教室の開催など)

＼老人クラブ連合会の愛称は「グラジェネ米原」に決定しました!／

老人クラブ連合会により親しみをもっていただくため、愛称を公募した結果、愛称は「グラジェネ米原」に決定しました。「グラジェネ」は「グランドジェネレーション」の略で、「最上な世代」という意味です。年齢を重ねたことによる豊富な知恵や経験を持ち、社会や家庭で頼れる存在を意味し、人格や人生経験を称え、尊敬や感謝の気持ちが込められています。

市長コラム 市政言

知識や経験でまちを元気に

5月11日に山東グラウンドで開催された「米原市長杯市民春季グラウンド・ゴルフ大会」に私も参加させていただきました。多くの皆様笑顔で交流と競技を楽しまれる姿に、グラウンド・ゴルフが地域に根付き、健康づくりや生きがいづくりにつながっていることを改めて実感しました。

一方で、全国的に老人クラブの会員数の減少や高齢化、役員の担い手不足などにより、活動の継続が難しくなる地域が増えています。こうした中、市全体で連携する新たな老人クラブ連合会がスタートしました。長年培われた知恵や経験は地域の大切な財産であり、多くの皆様交流し、役割を持って活躍いただくことが、地域の元気につながるものと感じています。

これからも、高齢者の皆様生きがいを持って地域で活躍できる居場所づくり、支え合えるまちづくりを進めてまいります。



米原市長 角田航也